

# 戦後 70 年と戦争法

2015・6・25 No.138

J R 貨物労組資料室報

## 国会包囲集会で

胸を打つ、とか、心に響く、という言葉があてはまるような事が稀にはあるが、人の心や胸を打つということは決して簡単ではない。

しかし「良い戦争など絶対がない。すべて人殺しだ！」と静かに訴える 93 歳の老作家の声は、多くの人達の心に響いたのであった。

6 月 18 日国会を取り巻く路上集会での瀬戸内寂聴さんの言葉がそれであった。

いま国会を包囲する戦争法を許さない怒りの行動が連日取り組まれている。

あるいは、止めよう戦争法案！のローガンやアピールに示される「…私たちは政府の命令によって、もう外国で人を殺すことはしない、殺されることもないよう武力は使わないと憲法で堅く誓いました。」という言葉や、あるいは「…二度と政府に戦争をさせない！憲法を壊すな、殺すな、殺されるな、不戦！」という短いけれど、琴線に触れるような訴えもある。

しかし、殺したり、殺されるかも知れない戦争を、法律をもって私たちに強制しようとしているのが安倍内閣である。

私たちは地獄を思わせる凄惨な太平洋戦争を心から反省し、二度と武器を持たない事を決意したのであった。そして戦争を永久に放棄するため、その決意を国会で、平和憲法として定めこれを樹立したのであった。

戦後 70 年の現在、戦争を禁じた平和憲法は、為政者によって戦争放棄を掲げる 9 条の解釈が一方的に変えられ、国民は再び三度戦争に狩り出されようとしているのだ。

私たちが戦争反対の闘いを強化しないと、政府は戦争法を立法化して、それを根拠にして軍事行動への参加を国民に強要してくることになる。

安倍内閣は、やれ外国の脅威だ！テロだ！と危機感を強調して、戦争法によって国家を守るということを盛んに強調している。

かかるような動向を労働者として把握するために、2015 年が戦後 70 年の節目であることから、第二次世界大戦で日本と枢軸国（註一）を形成したドイツなどの戦後 70 年などにも若干学びつつ、戦争法を許さないために更に奮闘しなければならない。

### 註一 枢軸国

第二次大戦で日本・ドイツ・イタリアの三国同盟、およびその同盟国相互間に結ばれた友好、協同の関

係を言う。ローマ・ベルリン枢軸の呼称から始まった。

## 戦争法の現状

今開かれている通常国会は当初 6 月 24 日までであった。

この国会で野党議員が「戦争法だ！」と当然のように述べた事に激怒し、発言の撤回や議事録からの削除を要求したのが政府自民党である。

5 月 14 日、自民党は公明党との合意によって戦争法案を、これまでにある 10 の関係法案を一括にした「平和安全法制整備法」と、新法である「国際平和支援法案」の二本について内容合意を図ったのであった。

「平和安全法制整備法」は、他国を武力で守る集団的自衛権行使が出来るとする「武力攻撃事態法」の改正が柱となっており、他方「国際平和支援法」は、他国軍の戦闘支援のために自衛隊を随時派遣できるとすることが主な内容となっている、きな臭い法律であり、これが恒久法として定められようとしている。

これらの「戦争法案」は、「武力攻撃事態」とか「存立危機事態」などと危機感をみなぎらせた、おどろおどろしいまでの表現が目につくものとなっている。

この戦争法は 5 月下旬には審議に入り、同法について「平和安全法制特別委員会」が衆参両院に設置され、すでに 5 月下旬から衆議院では特別委の審議が開始されている。

審議に際して政府は極めて高姿勢である。

たとえば安倍首相自らが、女性議員の質問者に対して「早く質問しろよ！」と野次ったり、抗議されると「自説を延々と述べて答弁が出来なかった」などと釈明し、後に謝罪となるのであった。これには自民の副総裁さえ「首相たる者言わない方が良い」とたしなめるほどであった。

そればかりではない。与党である公明党議員も民主党の質疑について「馬鹿」と発言するなど、法案を早期に成立させたいための「あせり」がら、品位にかける不規則発言となっているようだ。

それより驚くのは 6 月 4 日衆院憲法審査会で憲法学者三人（註一 2）が、参考人として戦争法に関する憲法との関係について意見を述べたことについてであった。

自民党推薦の憲法学者を含めて 3 人の憲法学者が、こぞって「安全保障法案」は「憲法第 9 条違反」と国会の場で述べたという事である。

自民推薦の憲法学者さえも、政府の提出した法案を「違憲」と言った事に驚愕きょうがくしたのが安倍内閣である。

急遽きゅうきよ6 月 9 日に「憲法違反ではない」とする反論を統一見解として示さなければならなかったのであった。

しかしその内容は「中国の海洋進出など安全保障をめぐる環境が変わった事を根拠にして、集団的自衛権の行使を容認する」というような主張であり、学者たちの違憲論には何ら答えようとしないのである。

しかしながら、この違憲論を契機に集団的自衛権の行使を主眼とする「戦争法」に対する大きな疑問が、一挙に噴出するのであった。

かくして「安全保障法制化」の違憲性が再び争点となっている。

こうした「違憲論」をかわし、封じるために安倍首相は、ドイツサミット後の記者会見（6月8日）で、「憲法の基本的な論理は貫かれていると確信している。安全保障法制化は他国の防衛を目的とするのではなく、最高裁判決に沿ったものである」などと述べ違憲性の払拭に大意であった。

菅官房長官などは「違憲の指摘は当たらない。全く考えが違う」などの的外れな見解を述べたり、自民の「国会対策委員長」に至っては「憲法学者が決める話ではない」などと直反発している。

一体なぜ憲法学者を国会に参考人として呼んだのか？ どうせ多数で決めるのだから、一応は反対意見を聞くというのであろう。

こうして憲法学者の意見を参考にする仕組みさえ没却して、政府に有利な意見を述べてもらう目論見が完全に破綻してしまったショックは大きいようである。

さらに6月22日の「衆院特別委」で参考人として出席した元政府法制局長官の二名も、戦争法について

「従来の政府見解を逸脱している」「9条に違反しているから速やかに撤回すべき」と述べたのであった。

法制局とは内閣に置かれ、閣議に付される法令などをチェックする政府機関の元長官がそう述べているのであるから重要である。

さて通常国会の会期は6月24日までであることから、通常国会では戦争法の成立は出来ない。

したがって大幅な会期延長が目論まれ、結局95日間という前例のない大幅な会期延長となっている。

今後は延長国会で維新との間で“修正”などを駆使して、野党を採り込んで、超党派による成立を安倍政権は意図しているようである。

実際に4月の末、まだ与党間の合意（公明との調整合意）が出来ていないにもかかわらず、訪米時米議会での演説で、法案について「夏までに成立」などと述べているように、安倍首相は延長国会で出来る限り早期に成立を図ることに躍起となっているようである。

## 註一 憲法学者

参考人として国会で「安全保障法案」は憲法違反と述べたのは

自民推薦 長谷部 恭男 早大教授

民主推薦 小林 節 慶大名誉教授

維新推薦 笹田 栄司 早大名誉教授

# 肌寒いリスク論争

戦争法の論議を聞いて、一番心が痛むのは「リスク論争」である。  
私たちはリスクという用語を安易に用いているようだ。例えば、経営論でのリスクとか、  
経済面のリスク論あるいは安全面でのリスク……医療面でのリスクなどなど多岐にわたっ  
て使われている。

だがしかし、人の命を“リスク”と表現するには強い抵抗がある。上程された戦争法案  
をめぐる論議で政府当局者は、しきりに「リスク」という言葉を用いている。

たとえば野党が「活動エリアが広がるから自衛隊のリスクは高まるのではないか」との  
問いに、首相は「なぜ自衛隊がリスクをとって活動するのかと言えば、国民のリスクを軽  
減させるためだ」（5月26日衆院本会議）などと述べているのだ。

ここに見るように「自衛隊のリスクは国民のリスクを軽減させるため」すなわち、国民  
のために生じるリスクだと言うのであろう。

だがこの言葉どっかで聞いたことがあるようだ！かのアジア太平洋戦争では「国のため  
死ね！」と命じたことと表現は違うが、死という事は同義のことではあるまいかと思うの  
である。

戦争でのリスクとは「死」であり、死の強制がリスクと表現されるのである。死は強制  
させてはならないはずである。

もし戦争法が成立し施行されるならば、戦場に赴<sup>おもむ</sup>く自衛隊員の戦死は不可避であろう。  
それを前提として、いつも戦場に駆り出されるのは国民であり具体的には自衛隊員なの  
である。

この事をなんで「リスク云々」と語るのでしょうか！リスクとは戦死するという事では  
ないのか！と言わなくてはならない。

このように起こるであろう事態を直視したとき、改めて憲法9条の重みをずっしりと確  
認できるであろう。

「戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めない」はとても大事な事を示してい  
る。

それにも関わらず5月27日の衆院平和安全法特別委員会で、首相は「自衛隊はこれまで  
高いリスクを負っている。安全に配慮して派遣する」などと述べているのだ！

まったく馬鹿馬鹿しい答弁である。戦地に出動する者に、なんで安全に配慮するなど  
と言えるのであろうか！

もし安全に配慮するのならば、憲法で定めたように、自衛隊を陸・海・空の戦場に出動  
させてはならない事を順守すべきであろう。

戦場などにまったく関係のない者が国会で戦争法を仕切ろうとしているのである。

どうしてもリスクを言うのであれば、戦争こそ最悪のリスクなのだとおまむ言わなくてはなら  
ない。

太平洋戦争の場合、日本人だけでも310万人が死のリスクとなり全世界では一体どのくら  
いの「リスク」となっているのでしょうか？

これがリスクという場合の現実なのである。

私たちにとって問題なのは、リスクが増えるかどうかではなく、人を殺し、殺されるという人間の行為を、理性をもってやめさせるという事ではないか！

## 日本、ドイツの戦後 70 年

すでに見たように、日本の場合、あらたな安全保障や「70 年の新談話」など、かの大戦による悲惨な体験とは無関係に戦争法案が具体化されようとしている。

他方ドイツの戦後 70 年はどうであろうか？

3 月に来日したメルケル首相の講演や、有名な故ワイツゼッカーの名言などに触れて参考にしたいと思う。

3 月に来日したメルケル首相は講演後の記者会見で

記者の質問→「歴史や領土問題をめぐる多くの課題をかかえる東アジアの現状について？」

これに対してメルケル首相は「ナチス、ホロコーストの現実があったにもかかわらず、私たちが国際社会に受け入れてくれたが、これはどうして可能になったのか、一つはドイツが過去ときちんと向き合ったからでしょう。そして全体としてヨーロッパが数世紀に及ぶ戦争から多くの事を学んだからだと思う」と謙虚に述べている。

とくにドイツが「過去ときちんと向き合った」との発言は、かのワイツゼッカー（註—3）の名言「過去に目を閉じる者は現在にも盲目となる」と重なるようである。

実際にメルケル首相はドイツでの戦後 70 周年の集会で「歴史に終止符は無い。我々ドイツ人は特にナチス時代に行われた事を知り、注意深く敏感に対応する責任がある」と述べている。

このような態度に対して、安倍首相の戦争責任論は一体あるのであろうか？とつくづく思うのである。

最後に深く印象に残るのは、ナチスドイツの指導者がニュルンベルグ裁判（註—4）の法廷で述べたという証言がある。

「…もちろん国民のほとんどは戦争など望んではない。でも戦争を起こすことは指導者にとっては簡単です。

国民に対して、攻められていると危機感を煽り、これに反対する平和主義者に対しては非国民として脅せばよい。

これを繰り返せば、国など簡単に戦争に向かいます。ドイツだけではなく、すべての国に共通です…」

この言葉は、いまを闘う私たちにとって極めて教訓的であり、戦争の指導について触れられているが、胸に迫るものがあるようだ。

戦争法を許さないためにさらに頑張ろう！

### 註—3 ワイツゼッカー

ドイツの政治家、連邦議会副議長を経て 1984 年以降西ドイツ大統領。90～94 年統一ドイツ大統領。1985

年に「荒れ野の40年」と題される講演が有名。

#### 註一4 ニュルンベルグ裁判

第二次大戦の結果、国際軍事裁判がニュルンベルグ法廷で平和に対する罪などについてドイツの主要戦争犯罪人22人に対して行った裁判。1946年9月判決 有罪19名うち12名が絞首刑、3名が終身刑、となった。

※ 東京裁判 28人の戦争指導者が起訴され、死刑7名、終身禁固16名、禁固3名（1名が病気で免訴、2名が公判中病死）